

東かがわ市告示第62号

東かがわ市イベント実施支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市イベント実施支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市イベント実施支援補助金交付要綱（平成25年東かがわ市告示第59号の3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>販(にぎ)わいの創出及び交流人口の拡大を図ることを目的として、市民を主体とする任意の団体、市長から認定を受けた地域コミュニティ協議会等（以下「実施団体」という。）が、実施するイベント（宗教活動又は政治活動に関するものを除く。以下同じ。）に対する東かがわ市イベント実施支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> (補助金) 第2条 略 2 前項の補助金の額は、第5条に規定する補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の2以内の額（当該額に1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、<u>補助金上限額は第4条第1項又は第2項の規定に該当するイベントのうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の下限額はそれぞれ10万円とする。</u> (1) <u>市が別に定めるイベント</u> 300万円 (2) <u>前号以外のイベント</u> 100万円 3 <u>補助金の交付は、同一年度内において同一事業を複数回実施する場合は、前項に規定する補助金上限額以内とする。ただし、市長から認定を受けた地域コミュニティ協議会はこの限りでない。</u> 4 <u>前3項の規定にかかわらず、東かがわ市自治会活動助成金交付要綱（平</u>	(趣旨) 第1条 この要綱は、任意の団体、市長より認定を受けた地域コミュニティ協議会等（以下「実施団体」という。）が、<u>自ら企画し、実施する市内で開催されるイベント（宗教活動又は政治活動に関するものを除く。以下同じ。）に対する東かがわ市イベント実施支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について定めるものとする。</u> (補助金) 第2条 略 2 前項の補助金の額は、第5条に規定する補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の2以内の額（当該額に1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、<u>一の事業につき10万円以上300万円以下とする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、東かがわ市自治会活動助成金交付要綱（平</u>

改正後	改正前
成15年東かがわ市告示第14号)に規定する自治会活動助成金を除き、イベントに対して市の他の補助制度による補助金、交付金、助成金その他の支援金の交付を受けている場合(当該支援を間接的に受けている場合を含む。)は、補助金の交付の対象外とする。 (補助対象事業)	成15年東かがわ市告示第14号)に規定する自治会活動助成金を除き、イベントに対して市の他の補助制度による補助金、交付金、助成金その他の支援金の交付を受けている場合(当該支援を間接的に受けている場合を含む。)は、補助金の交付の対象外とする。 (補助対象事業)
第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすイベントとする。 (1) <u>市内で開催されるイベントであること。</u> (2) <u>本市の地域資源を活用したイベントであること。</u> (3) <u>当該イベントについて、あらかじめ市民等への周知に努めること。</u> (4) <u>当該イベントへの市民の参加に制限が設けられていないこと。</u> (5) <u>市内外からの誘客が図られるイベントであること。</u> (6) <u>誘客効果による観光振興が図られるイベントであること。</u> (7) 略	第4条 補助対象事業は、次の各号のすべてに該当するイベントとする。 (1) <u>本市の地域資源を活用した魅力の発信・創造につながるイベントで、あらかじめ市内全域に周知され、かつ、当該イベントへの市民の参加に制限が設けられていないこと。</u> (2) 略 (3) <u>補助金の交付は、同一年度内1実施団体につき1回とする。ただし、市長より認定を受けた地域コミュニティ協議会はこの限りでない。</u>
2 略	2 略
3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるイベントは、補助対象としない。</u> (1) <u>営利企業が主体となって実施されるイベント(市内の産業振興を目的として実施されるイベントを除く。)</u> (2) <u>実質的に参加対象者が限られるイベント</u> (3) <u>補助金の対象となるイベントと同日かつ同場所で開催されるイベント</u> (4) <u>市が参画する事業に類するイベント</u> (補助対象経費)	(補助対象経費)

改正後	改正前																
第5条 略 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費については補助の対象としない。 (1) 補助金の交付決定前に発生した経費 (2) 直接収益につながる食材等の経費 (3) 1人又は1団体当たり10万円を超える謝礼金 (4) 1人当たり10万円を超える旅費 (5) 総事業費の10分の3を超える賞品代、景品代及び賄材料費の合計経費 (6) 20万円を超える賞品代、景品代及び賄材料費の合計経費 (7) 総事業費の10分の7を超える委託料 (申請内容の変更) 第9条 申請者は、申請書の内容を変更（中止又は廃止）しようとするときは、あらかじめ東かがわ市イベント実施支援補助金変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。 (1) 事業費総額の30%以内の変更 (2) 事業計画の細部の変更であって補助金額の増減を伴わない変更 別表（第5条関係） <table> <tr> <th>経費の種類</th><th>例示</th></tr> <tr> <td>(1)～(4) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 委託料</td><td>（維持管理に要するものを除く。）</td></tr> <tr> <td>(6)～(8) 略</td><td>略</td></tr> </table> 略	経費の種類	例示	(1)～(4) 略		(5) 委託料	（維持管理に要するものを除く。）	(6)～(8) 略	略	第5条 略 (申請内容の変更) 第9条 申請者は、申請書の内容を変更（中止又は廃止）しようとするときは、あらかじめ東かがわ市イベント実施支援補助金変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、<u>市長が特別な事業があると認める場合は、この限りでない。</u> 別表（第5条関係） <table> <tr> <th>経費の種類</th><th>例示</th></tr> <tr> <td>(1)～(4) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 委託料</td><td>（維持管理に要するものは除く。）</td></tr> <tr> <td>(6)～(8) 略</td><td></td></tr> </table> 略	経費の種類	例示	(1)～(4) 略		(5) 委託料	（維持管理に要するものは除く。）	(6)～(8) 略	
経費の種類	例示																
(1)～(4) 略																	
(5) 委託料	（維持管理に要するものを除く。）																
(6)～(8) 略	略																
経費の種類	例示																
(1)～(4) 略																	
(5) 委託料	（維持管理に要するものは除く。）																
(6)～(8) 略																	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。